

熊本市証紙条例を廃止する条例の制定について

熊本市証紙条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市証紙条例を廃止する条例

熊本市証紙条例（昭和 39 年条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の熊本市証紙条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定により売りさばかれた証紙（旧条例第 6 条に規定するものを除く。以下同じ。）は、施行日から令和 9 年 9 月 30 日までの間、なお従前の例により使用することができる。
- 3 証紙は、施行日から令和 13 年 9 月 30 日までの間、これを返還し、その額面金額に相当する額の現金の還付を受けることができる。

（提出理由）

熊本市証紙条例（昭和 39 年条例第 13 号）を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。